

魅力ある運動部活動の在り方 【改定版】

平成 31 年 3 月

広島県教育委員会

改定に当たって

中学生・高校生の運動部活動は、体力や技能の向上を図ることはもちろん、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として意義の大きい学校教育活動です。

しかしながら、「魅力ある運動部活動の在り方」を作成した、平成20年前後には運動部活動中の事故や教職員による体罰、セクシャル・ハラスメントなどの不祥事が跡を絶たず、早急な対応が求められていました。

そのため、県教育委員会では、安全で活発な運動部活動が行われるよう、運動部顧問の指導力向上と、運動部活動の指導体制の確立が重要な課題であるとの認識のもと、教職員への研修の実施や外部指導者の派遣等の取組を推進して参りました。

この結果、本県における運動部活動は、生徒が主体的に「する・見る・支える・知る」など多様な形でスポーツにかかわる中で、スポーツの意義や価値を理解し、生涯を通じて豊かなスポーツライフを営むことのできる資質能力の醸成や、フェアな精神や相手を尊重する心、挑戦・継続する心を身に付ける場として、充実・発展してきました。

これらの取組の指針となった「魅力ある運動部活動の在り方」は、運動部活動の指導上の留意点を取りまとめた内容となっており、運動部の適切な運営や指導の在り方について、運動部の経験が浅い指導者にも平易に理解できるよう作成され、平成22年3月の配布から現在まで県教育委員会や校内での研修等において、広く活用されてきました。

しかし、近年、運動部活動は社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することのできない課題が増えてきました。とりわけ、少子化が進展する中、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっていることから、今後、運動部活動を持続可能なものとするためには、時代に適切に対応できるよう、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要が生じています。

このため、平成22年に作成した、「魅力ある運動部活動の在り方」に、国の示した運動部活動に係るガイドライン及び本県の「運動部活動の方針」の趣旨等を踏まえて加筆・修正を行い、新たな指針として改定しました。

この「魅力ある運動部活動の在り方【改定版】」が各学校において、これまでも増して幅広く活用され、運動部活動の充実に役立つことを願っています。

平成31年3月

広島県教育委員会事務局教育部豊かな心育成課

はじめに（旧版）

平成 21 年 11 月に湯崎新知事が就任し、新たな県政がスタートしました。湯崎知事は、広島県の底力を引き出すため、「人づくりへの挑戦！」など、「五つの挑戦」を公約に掲げています。

「人」はすべての力の源泉であり、その力を最大限に引き出す教育の役割は、極めて大きいものがあります。

「人づくり」の主要な施策を担う広島県教育委員会としては、これまでも増して、「知・徳・体」の基礎・基本のバランスのとれた定着を徹底する取組を着実に進めるとともに、その基盤となる「ことばの教育」や「キャリア教育」、「学校における食育」の推進など、教育内容の一層の充実に努めるとともに、児童生徒の体力・運動能力の向上等の課題に引き続き取り組んでいきたいと考えています。

中学生・高校生の運動部活動は、体力の向上はもちろん、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり、豊かな人間性の育成など、生徒の「生きる力」の育成に大きな意義を有するものです。

各学校では、運動部活動の意義を再認識していただくとともに、顧問を務める教職員は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いにこたえられるよう努力していただきたいと思えます。

また、運動部活動中の生徒の事故や教職員による体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの不祥事が跡を絶たず、早急な対策が求められています。

そこで、安全で活発な運動部活動が行われるように、との願いを込めて、運動部活動の指導上の留意点を取りまとめた「魅力ある運動部活動の在り方」を作成しました。

この冊子が、生徒の事故などを未然に防ぎ、運動部顧問の指針としてお役に立つこととなれば幸いです。

平成 22 年 3 月

広島県教育委員会教育長 榎 田 好 一

目 次

1 部活動（運動部・文化部）とは	・・・	1
2 運動部活動とは		
(1) 運動部活動とは	・・・	2
(2) 運動部活動の意義や効果	・・・	2
3 これからの運動部活動の在り方		
(1) 運動部活動の現状	・・・	3
(2) これからの運動部活動の在り方	・・・	3
ア 「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定等	・・・	3
イ 適切な休養日等の設定	・・・	3
ウ 生徒のニーズを踏まえた運動部活動	・・・	4
エ 地域との連携等	・・・	5
オ 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・	5
4 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組		
(1) 各運動部の目標等の設定	・・・	6
(2) 各運動部の活動計画の作成手順	・・・	6
(3) 生徒の発達を大切にする運動部活動	・・・	7
ア 身体的な発達	・・・	7
イ 精神的な発達	・・・	9
(4) 合理的かつ効率的・効果的な指導	・・・	9
5 運動部活動における体罰及びセクシュアル・ハラスメント等の防止		
(1) 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられる指導について	・・・	13
(2) 運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられる指導について	・・・	14
(3) 体罰等の許されない指導と考えられるものについて	・・・	14
(4) セクシュアル・ハラスメントと考えられるものについて	・・・	15
6 運動部活動の運営体制整備について		
(1) 適切な運営のための体制整備	・・・	21
(2) 顧問の役割	・・・	22
(3) 地域の外部指導者等の協力確保、連携	・・・	23
(4) 保護者等との連携	・・・	24

7 運動部活動における安全管理と事故防止

(1) 健康状態の把握	・・・	25
(2) 個人の能力に応じた指導	・・・	25
(3) 運動の特性を踏まえた合理的な指導	・・・	25
(4) 施設・設備・用具の安全点検と安全指導	・・・	26
(5) 天候や気象を考慮した指導	・・・	26
(6) 事故対応	・・・	26

資料1 目標設定計画表、部活動通信の例

資料2 練習日誌の例

資料3 部活動通信の例

資料4 運動部活動の方針（平成30年7月 広島県教育委員会）
運動部活動の方針FAQ・学校の運動部活動に係る活動方針（例）

資料5 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）等

資料6 学校における体育活動等による事故の防止について（通知）

1 部活動（運動部・文化部）とは

部活動は、生徒にスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する、教育課程外の学校教育活動です。

実施上の留意点等

- 各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。
- 生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。



《参考》 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

中学校学習指導要領（平成 29 年）及び高等学校学習指導要領（平成 30 年）第 1 章総則

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 運動部活動とは

(1) 運動部活動とは

運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教師をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。

(2) 運動部活動の意義や効果

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。

魅力ある運動部活動の意義や効果

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進につながる。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と深く関わり合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。



3 これからの運動部活動の在り方

(1) 運動部活動の現状

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、運動部顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきました。また、運動部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動です。



しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

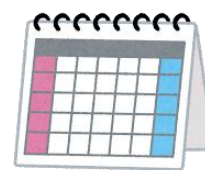
(2) これからの運動部活動の在り方

この様な現状の中、将来においても、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

ア 「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定等

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、広島県教育委員会では、平成30年7月に「運動部活動の方針」（以下「本方針」という）を策定しました。

本方針では、校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活に係る活動方針」を策定することとしています。また、運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出することとしています。さらに、「学校の運動部活に係る活動方針」及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表することとしています。



イ 適切な休養日等の設定

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）では、「行き過ぎたスポーツ活動を行うことはスポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されています。

こうしたスポーツ医・科学に基づく適切な運動部活動の実施により、成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送るとともに、自らのニーズに合ったスポーツ活動を行うことが大切です。



【休養日及び活動時間の基準（運動部活動の方針 平成 30 年 7 月 広島県教育委員会）】

		学期中	長期休業中
休養日	中学校	週当たり 2 日以上の休養日を設ける。 なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。	学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
	高等学校	週当たり 2 日以上を休養日を設ける。 なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とするが、高等学校段階の運動部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が 2 日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。	
活動時間	中学校	1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。	
	高等学校	1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ただし、高等学校段階の運動部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、年間の活動時間が週平均 16 時間未満で活動することができる。	

ウ 生徒のニーズを踏まえた運動部活動

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月 スポーツ庁）では、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことが示唆されており、生徒のニーズを踏まえた運動部の設置について示されています。

生徒のニーズを踏まえた運動部の具体的な活動例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけとなるものが考えられます。また、競技種目ごとの運動部においても、競技力向上志向の生徒と当該競技種目を楽しみたい生徒が併存して活動するものも考えられます。

《参考》 運動部活動に関する取組等

- スポーツ庁 Web 広報マガジン DEPORTARE “勝つ” ことがすべてじゃない！ 多様なニーズに応えるイマドキの部活動「ゆる部活」をレポート
<https://sports.go.jp/tag/school/post-13.html>
- スポーツ庁 運動部活動改革の取組事例
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1405725.htm

エ 地域との連携等

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ環境整備を進めることが大切です。

また、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、運動部活動が大きく支えてきたジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められています。



オ 学校単位で参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会等は、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点等から、学校設置者が示した、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会等を精査することが必要です。

【参加する大会数の上限（運動部活動の方針 平成30年7月 広島県教育委員会）】

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度としないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。



4 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

運動部活動の実施に当たっては、目標や計画等を適切に設定し、スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等、生徒の心身の健康管理等を徹底することが大切です。そのため、合理的かつ効率的・効果的な活動の推進が求められます。

(1) 各運動部の目標等の設定 【資料 1・2】

各運動部の目標等を設定するには、「学校経営計画」や「学校の運動部活動に係る活動方針」に沿って、生徒のニーズや顧問の指導理念などを十分に踏まえることが大切です。

運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によるものであり、生徒には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。

各運動部活動の顧問の教師は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。

この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。



(2) 各運動部の活動計画の作成手順

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出します。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

活動計画の作成に当たっては、各教科等の指導と同じように、年間計画、月間計画、週間計画、一日の活動計画を立て、練習内容の精選と練習方法の工夫を行い、生徒一人一人の自己実現が図られる運動部活動を展開することが大切です。

また、計画に沿って活動した後、目標に照らして評価し、適宜、計画等を修正することも大切です。

さらに、目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。

活動計画作成上の主な留意点

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること。
- 生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること。
- 運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること。
- 一年間を試合期、充実期、休息期に分けるなど、プログラムを計画的に立てること。
- 参加する大会や練習試合を精選すること。
- 生徒が主体的に活動を振り返ったり、活動について考えたりする日を設けること。
- 休養日及び一日の活動時間を適切に設定すること。

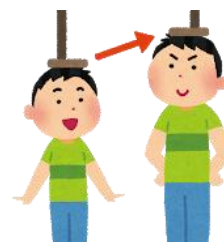


(3) 生徒の発達を大切にする運動部活動

中学生・高校生の時期は、身長や体重、胸囲などの体のつくりや、走る、跳ぶ、投げるなどの運動能力が著しく発達する時期に当たります。また、この時期を通じて、心の発達も進みます。こうした時期に適切な運動を行うことは、発達を促進するために非常に有効な働きをします。

ア 身体的な発達

運動部活動は、身体的な発達のために大きな役割を果たしています。運動部では、各種のスポーツ活動が経験でき、適切な運動を行うことができるからです。



主な配慮事項

- 身体的な発達が著しい時期には、不適切な運動が発達を阻害することがあるので、運動部活動が運動の過剰や間違った方法での運動実践をもたらさないよう配慮すること。
- 心身のバランスの取れた発育を促すためには、運動の至適時に適切な運動を行うよう配慮すること。



《参考》 大会等で勝つことのみを重視した間違っただ指導の例

不適切な鉄剤の静脈内注射

鉄剤の静脈内注射は鉄分不足による重度貧血の治療法の一つである。貧血の治療は、主に経口による鉄剤の投与と食生活の改善であるが、重度貧血等の場合、医師の診断により、鉄剤の静脈内注射が行われる場合がある。鉄剤の静脈内注射を使うことで、血中ヘモグロビン濃度が上昇し、貧血は改善されるが、副作用として、鉄分が過剰に内臓に蓄積され、身体に悪影響がある。

一方、鉄剤の静脈内注射は、選手の血中ヘモグロビン濃度を上昇させ、持久力が高まることから、選手のパフォーマンスを高めることを期待して、鉄剤の静脈内注射を不適切に使うことが、貧血になりやすい陸上競技女子長距離選手を中心に広まった。

これを受け、日本陸上競技連盟は、平成28年の日本陸連栄養セミナーにおいて、日本陸連「アスリートの貧血対策7か条」を策定し、安易な鉄剤の静脈内注射について、全国の指導者、競技者に対して警告を発した。

しかし、平成28年以降も、鉄剤の静脈内注射について、不適切な利用の実態が確認されたことを受け、スポーツ庁は、主に以下の3点について、各都道府県教育委員会等に対し、所管の学校等に周知するよう依頼した。

- 指導者は、鉄剤の静脈内注射が、選手の健康を害する危険性を理解した上で、安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、医師の診断に従い、適切に治療を受けるよう競技者に促すことが必要であること。
- 鉄欠乏性貧血は、食事において鉄分をはじめとする必要な栄養をしっかりとるとともに、休養やトレーニング強度・量に配慮することで予防できること。
- 特に成長期の競技者については、骨や筋肉の発育・発達のために鉄分が消費されることから、鉄欠乏状態になりやすいことに留意が必要であること。

「不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について（依頼）」（平成31年1月11日 スポーツ庁競技スポーツ課長・スポーツ庁政策課長・スポーツ庁参事官（地域振興担当）より



イ 精神的な発達

運動部活動での様々な経験は、生徒の知的、情緒的、社会的な発達を促し、自分自身を発見し望ましい自我意識を形成することに大きな影響を与え、豊かな人間性の獲得に繋がっていきます。

主な配慮事項

- 生徒が主体的に活動したり、創意・工夫ができるようにする。
- 喜びや悲しみなどを素直に表現できるようにし、それに適切に対応する。
- お互いの欲求や意図を理解しようとする姿勢を尊重する。
- 「だめだ」、「なっていない」などの否定的な表現を慎み、基本的に生徒のよいところを見付けようとする指導姿勢を持つ。

《参考》 中学生・高校生の時期の特徴

知的な側面

具体的な現象にとらわれがちであった思考の働きが、抽象的・論理的になっていく。

情緒的な側面

揺らぎがちで不適切な表現もあった情緒も安定したものとなり、物事に心から感動することができる情感も培われていく。

社会的な側面

幼い時には自分の要求に従って自己中心的でありがちだった人とのかかわりが、他者の気持ちを理解した上で必要なときには自己主張もできるようになっていく。心を合わせた協力、ルールやマナーを守ったおおらかな競争も見られるようになる。

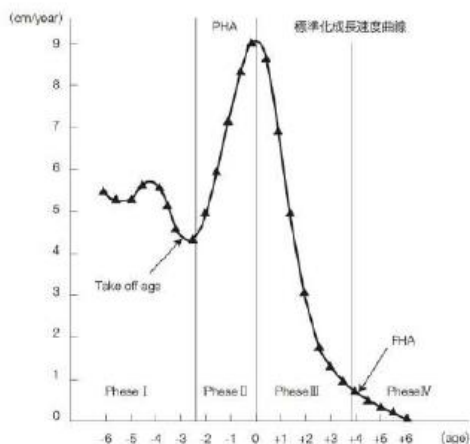
(4) 合理的かつ効率的・効果的な指導

運動部活動の指導において、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが大切です。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行ったり中央競技団体が作成する指導手引等を活用したりして、適切な指導を行うことも大切です。

《参考》 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの例

(5)Phase別トレーニングⅠ



PhaseⅠ：Take off age（青春期スタート立ち上がり年齢）まで
 PhaseⅡ：Take off ageからPHA（age of peak height velocity：身長最大発育量年齢）まで
 PhaseⅢ：PHAからFHA（age of final height velocity最終身長時年齢）まで
 PhaseⅣ：FHA以降

＜豆知識＞

- 成長度を考慮する事により、身長伸びや成長が止まらないようにする
- 身長の測定から簡易的に成長度がわかる（Phaseを出す）

各能力の成長を考慮すると

- PhaseⅠ：基礎体力の養成
自分の体重をどのような状況でも支えながら、色々な動作を出来るようにする
- PhaseⅡ：全身持久力の強化
身長が伸びているこの時期に、バスケットボールに必要な持久力を確保する
- PhaseⅢ：筋力増強トレーニング
パワーを発揮出来るように、徐々に筋肉に負荷をかけるトレーニングも入れていく
- PhaseⅣ：成人と同様のトレーニング
制限なし

(6)Phase別トレーニングⅡ



- PhaseⅠ：基礎体力の養成
Phase2に入る直前は、身長伸びにくくなります（Take Of Age）
BリーグやNBA、大学、高校生の真似をして、どんどん色々なバスケットボールの動きにチャレンジしましょう（バスケットボール以外のスポーツも）
- PhaseⅡ：全身持久力の強化
筋力が未発達なため、長距離を走るような有酸素的要素が高いトレーニングからスタートし、徐々にダッシュを繰り返すトレーニングを行ないましょう
練習中のダッシュを毎回本気で走りましょう
- PhaseⅢ：筋力増強トレーニング
身長伸びがピークよりもおさまってきたら、徐々に重りを使ったトレーニング等、パワーを出すトレーニングも入れていきましょう
重量を上げて大丈夫ですが、トレーナーの指示のもと、正しいフォームで行ないましょう
- PhaseⅣ：成人と同様のトレーニング
年間の身長伸びが1cm未満になる時（Age of Final Height Velocity）以降です
筋肉量を増やす時期、パワーするためのトレーニング等、成人と同様にスケジュールを組み、練習やトレーニングを行ないましょう

出典：「中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き」
 （平成30年10月 公益財団法人日本バスケットボール協会）

6. 練習の頻度と強度

- 1週間に「1日の試合」、「4日の練習」、「2日の休息/リカバリー」を配置します。
- 試合が週末2日に入るときは、他の日で柔軟に対応します。週間、月間、年間で全体のバランスをとることも考えます。
- 練習の効果は、「練習・試合」→「栄養」→「休息（睡眠）」→「練習・試合」といった過程を通して生まれます。
- 練習や試合には常に良いコンディションで臨みます。
- 休息日/リカバリーでしっかりと疲労を回復させます。リカバリーでは、「積極的休息」として、軽い運動をすることによって血液の循環を良くして疲労の回復を早めます。サッカーそのものとは別の軽い活動を行うことで、心身のリフレッシュを図ります。
- 練習の目的に応じた適切な強度を設定し、1週間の中で強弱をつけます。
- 1日の練習では、ウォーミングアップからクールダウンまでを、2時間以内で収まるように計画します。
- サッカーの能力はサッカーをしながら向上させます。
- 雨の日は、映像を観たり、座学でサッカー理解を深める等、有効に活用することができます。

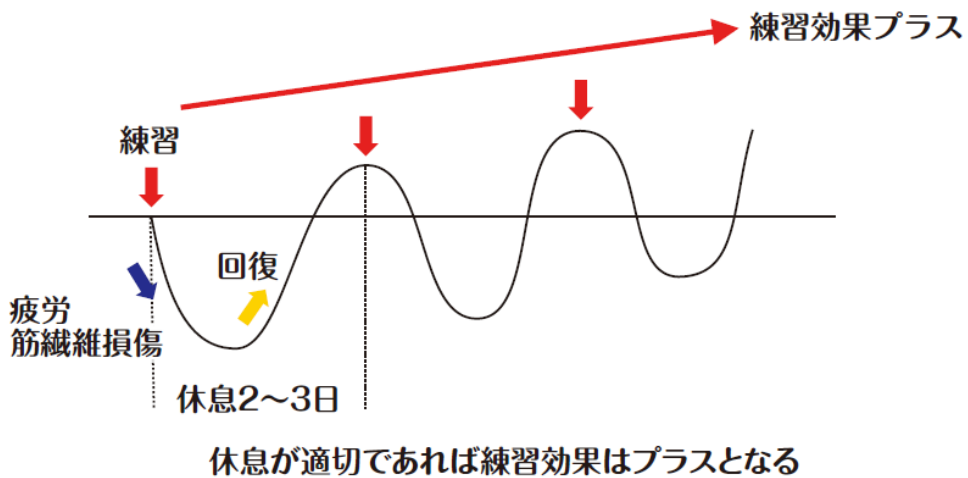
1週間の練習（例）

月	火	水	木	金	土	日
休息/リカバリー	中	強	低～中	中	休息/リカバリー	試合
月	火	水	木	金	土	日
中	強	中	休息/リカバリー	中	試合	休息/リカバリー
月	火	水	木	金	土	日
休息/リカバリー	中	強	休息/リカバリー	中	試合（公式戦）	試合（公式戦）

練習の効果



休息期間が適切である場合



《参考》 文献研究・指導用手引

- 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」
（平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会（※））
（※）団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成 30 年 4 月 1 日）
- スポーツ庁 運動部活動用指導手引
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm



5 運動部活動における体罰及びセクシュアル・ハラスメント等の防止

学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導において、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。また、このことは、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教師から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

なお、運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

(1) 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられる指導について

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

通常のスポーツ指導として考えられる指導の例

- バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。

(2) 運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられる指導について

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

教育上必要があると認められるときに行われると考えられる指導の例

- 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

(3) 体罰等の許されない指導と考えられるものについて

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

体罰等の許されない指導と考えられる発言や行為の例

- 殴る、蹴る等。
- 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- パワー・ハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- セクシャル・ハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

(4) セクシュアル・ハラスメントと考えられるものについて

運動部活動においては、その意義を達成するために、指導者の果たす役割は重要であるが、ともしれば、生徒に対し、絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクシュアル・ハラスメントを起こす要因になっている場合があります。生徒の心身の健全な発達を担う部活動の指導者として、自分の発言や行為を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続する必要があります。

セクシュアル・ハラスメントと考えられる発言や行為の例

- 部活動の指導上、必然性がないのに、身長や体重など身体的な成長や特徴を話題にしたり、尋ねたりすること。
- 容姿や体型などを話題にしたり、生徒の嫌がるあだ名で呼んだりすること。
- 性に関することや異性関係に関するなどを話題にしたり、尋ねたりすること。
- 性的な内容の手紙や電子メールを送ること。
- 部活動の指導上、必然性がないのに、生徒の体を凝視すること。
- 生徒に十分な説明をせず、生徒の練習や試合の様子などを撮影すること。
- 部活動の指導上、必然性がないのに、生徒の体に触れること。
- 不適切な時間帯や場所で個別の指導を行うこと。



体罰の禁止に関する規定等

学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

懲戒処分の指針

第 2 の 1 の (13) 体罰

ア 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

広島県教育委員会「懲戒処分の指針」（平成 17 年 4 月 1 日制定，平成 18 年 12 月 20 日改定，平成 24 年 4 月 1 日改定，平成 30 年 8 月 10 日改定）

セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規定等

セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱

2 定義（2）

この要綱において「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場等において行われる性的な言動であって性的な関心や欲求及び性別により差別しようとする意識等に基づくもの（同性に対するものを含む。）をいい、職員の性的指向又は性自認によらないものとする。

8 対応措置

事実関係の調査及び確認の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、事案の内容や程度に応じ、懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）を含む人事管理上の措置や職場研修の実施を勧告するなどの措置を講ずる。

広島県教育委員会「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱」（平成 11 年 6 月 17 日制定，平成 29 年 1 月 1 日改定，平成 30 年 12 月 25 日改定）

懲戒処分の指針

第 2 の 2 の (1) 児童・生徒に対するわいせつな行為等

イ 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職とする。

②「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。

広島県教育委員会「懲戒処分の指針」（平成 17 年 4 月 1 日制定，平成 18 年 12 月 20 日改定，平成 24 年 4 月 1 日改定，平成 30 年 8 月 10 日改定）

事例（体罰）

概要

部活動の練習試合でプレーを指導する際、右足で女子生徒の左ひざの外側をけった。

また、別の日にも、練習試合でのプレーを指導する際、右足の裏で当該女子生徒の腹部をけるとともに、右掌で当該女子生徒の左ほおをたたいた。

このほか、4人の女子生徒に対して、部活動で指導をする際、右掌で左ほおをたたいたり、右足で左ひざの外側をけったりするなどの行為を少なくとも6回行った。

さらに、日常的に生徒への暴言を繰り返すほか、生徒のけがや疾病への配慮を怠った。

処分内容

減給 1/10 1月

原因・背景・課題

【本人の状況】

- ◎ 部活動の指導に際して、自分の期待する結果が見られない時に、生徒に対して感情に任せた言動を取っていること。
- ◎ 生徒の気持ちや思いを汲み取ろうとする意識が低いこと。
- ◎ 結果が出れば、生徒も指導についてくるとの思い違いがあること。
- ◎ 体罰は法令に反する行為であるとの認識が薄いこと。

【周囲の教員の状況】

同僚の教諭が被処分者の体罰について生徒から訴えを受け、被処分者に対して注意を行ったが、そのことを管理職に報告していなかったこと。

【管理職の状況】

顧問による体罰や暴言が繰り返されていた事実を承知していないなど、運動部でどのような指導がなされているか、十分把握できていなかったこと。

事例（セクシュアル・ハラスメント）

概要

自らが顧問を務める運動部の女子生徒に対して、個別の学習指導を行う中で、当該生徒に好意を持ち、菓子、文房具、問題集などを手渡すとともに、3回にわたって、2人で遊びに行くように誘い、当該生徒に不快感を与えた。

また、「試合で円陣を組むとき、オレのすぐ隣に来てほしい。」などとした手紙を渡し、当該生徒に不快感を与えた。

さらに、当該生徒の携帯電話に6回にわたりメールを送信し、自分と連絡を取ることを求めるなどして、当該生徒に不快感を与えた。

処分内容

戒告

原因・背景・課題

【本人の状況】

- ◎ 自分が教職員であるという立場を忘れ、身勝手な恋愛感情に基づいて行動していること。
- ◎ 自分の欲求を満足させるために、部活動の顧問であるという立場を利用していること。
- ◎ 自分の行いが当該生徒や保護者に不快感や不安を与え、心の傷や不信感を招く許されない行為であるという意識が欠けていること。

【管理職の状況】

被処分者が当該生徒に対して密室で個別の学習指導を行ったり、生徒と携帯電話のメールでやり取りを行ったりしていた状況を把握できていなかったこと。

《参考》 関係通知

- 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について
(平成19年2月5日 文部科学省初等中等教育局長)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm
- 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について
(平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省スポーツ・青少年局長)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm

《参考》 損害賠償責任

- 部活動での体罰により生徒等が負傷し、又は死亡した場合、国家賠償法に基づき、被害にあった生徒及びその両親等から損害賠償の請求がなされる場合がある。
- 国家賠償法第1条には「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定されており、体罰が教員の故意又は過失による違法な行為であると認められる場合は、県又は市町が損害賠償責任を負うこととなる。
なお、同法第3条には「…国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、…費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる」と規定されており、市町立小・中学校等の場合は、市町のほか県もまた損害賠償責任を負うこととなる。
(私立学校の場合は、民法の不法行為の規定に基づき、教員又は学校法人等の損害賠償責任が問われることとなる。)
- また、損害賠償責任とは別に、教員が刑事責任(業務上過失致死傷罪等)を問われる場合もある。



判例 1

顧問教諭から体罰や説諭を受けていた生徒が自殺した事案

(岐阜地裁平成5年9月6日判決)

事件のあらまし

県立高等学校陸上競技部の顧問教諭が、練習中の記録が伸びないなどの理由により、女子部員の頭部を試合用のやりで腫れるほどたたいた行為、顔面を殴打した行為、大腿部をけった行為等は違法な体罰であり、また、同部員に対する土下座や直立という特定の姿勢を保持させたままの長時間にわたる説諭は正当な懲戒権の範囲を逸脱した違法な身体的拘束であり、そして、執ような侮辱的発言は同部員の自尊心を害する違法な行為であったとして、これらの顧問教諭の違法行為に対し、県に慰謝料300万円の支払が命じられた。(なお、体罰等と自殺の間には相当因果関係は認められず、これを理由とする損害の賠償責任は負わないとされた。)

判決のポイント

- 部活動の厳しさとは、生徒が自己の限界に厳しく取り組み、それを自分の力で克服していくという意味の厳しさであって、決して、指導者の過剰なしつ責やしごき、無計画に行われる猛練習や長時間の練習といったものを意味するものではないというべきである。
- 多少のしごきや体罰近似の指導を事前に生徒が包括的に甘受するといった相互理解があることと認めることは到底できず、また、そのような相互理解があってはならないのであって、仮に部活動に参加する生徒が具体的にそのような指導を自ら承諾していたとしても、それが、学校教育の場で行われかつ学校教育法第11条ただし書に規定されている「体罰」ないし正当な懲戒権の範囲を逸脱した行為である以上、違法との評価を免れるものではない。

顧問教諭から受けた暴行により生徒が傷害を負った事案

(浦和地裁平成5年11月24日判決)

事件のあらまし

市立中学校バレーボール部の顧問教諭が、男子新人戦の第一試合で辛勝した後、ミーティングのため出場選手を廊下に集合させ、全員に反省の言葉を述べさせた後、各選手の頬を殴打した際、選手の一人がよろけてコンクリートの角柱の壁面に頭をぶつけ、頸椎捻挫となり、長期欠席した事故については、顧問教諭の暴行によるものであったとして、市に慰謝料等180万円の支払が命じられた。

判決のポイント

- 負傷した生徒はコンクリート角柱の壁面に肩を接するような位置に立っていたこと、顔面を殴打された生徒がその勢いで角柱側によろけることが当然に予測できる態様であったことなどが認められる。
- 顧問教諭は、殴打の動機を第二試合に臨む選手に活を入れるためと主張するが、第一試合のような試合内容では、第二試合には勝てないという焦りの感情をそのまま選手にぶつけたにすぎないと認めるのが相当であって、顧問教諭に本件行為を正当化しうるに足りる教育的配慮等があったものとは認められない。
- 顧問教諭は、打ち所が悪ければ傷害を負わせる結果になることを経験上も知っていた上、頭部を壁に激突させた後も、次の試合に出場させるなど何の配慮もしなかった。また、本件行為について校長に報告せず、生徒の両親にも知らせなかった。



《参考》 体罰等による懲戒処分の状況（文科省）・不祥事根絶に関する研修資料（県教委）

- 文部科学省 公立学校教職員の人事行政の状況調査について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1318889.htm
- 広島県教育委員会 教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために—
 （体罰等根絶）平成25年1月
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/fukumukiritu-h25taibatutoukonzetu.html>
- 広島県教育委員会 教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために—
 （自らも過ちを犯し得る存在）平成28年8月
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/fukumukiritu-h28sekuiharazouhobann.html>

6 運動部活動の運営体制整備について

運動部活動は、顧問の教師の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられるが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教師に任せきりとならないようにすることが必要です。

校長のリーダーシップのもと、教師の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標等を検討するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教師等との間で意見交換を行ったりすることなどが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。



生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育担当の教師、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。

生徒に対して、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。



また、保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

(1) 適切な運営のための体制整備

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されるためには、学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築することが必要です。

主な留意点等

- 各学校では、生徒や教師の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置すること。
- 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や外部人材の活用状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意すること。
- 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、是正を行うこと。



(2) 顧問の役割

顧問の役割は、実技指導だけでなく学習面や生活面の指導など多岐にわたっています。新たに顧問となった場合、前任の顧問と十分な引継ぎをして、これまでの指導方針や活動状況、部員の様子等を把握しながら、積極的に指導していくことが大切です。

具体的な活動場面における主な留意点

- 顧問は活動時間の最初から最後まで指導することが基本である。
- 状況によっては、5分でも10分でも活動場所に行き、その日の活動内容や留意事項を的確に指示し、生徒に励まし声をかけることが重要である。
- 顧問自ら研修会に積極的に参加することや専門書から学ぶなど、指導力を高めていく努力も大切であり、その積極的な姿勢が生徒に及ぼす影響には計り知れないものがある。

顧問の主な役割

- 年間並びに月間活動計画等の作成
- 事故防止と安全確保に注意した指導
- 実技指導
- 保護者等との連携・調整
- 施設・用具の管理と指導
- 部予算の管理
- 大会等への引率
- 外部指導者等との連携・調整



《参考》 魅力いっぱいの顧問

運動部活動は、学年や学級を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場です。日々の部活動において生徒と一緒に汗を流し、話し合い、励まし合い、高め合っていくことで、担任や保護者にはできない触れ合いが顧問ならできるなど、授業とは異なる人間関係や生徒の理解を深めることができます。また、卒業生が何年たっても顧問を慕って交流を続けているという話も聞きます。このような運動部活動を通して、日々成長していく生徒の充実感あふれる姿に直接触れることができることは、何物にも代えがたい喜びです。

(3) 地域の外部指導者等の協力確保、連携

顧問の教師の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者や部活動指導員等が中心となっていくことが効果的である場合も考えられます。また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。

これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教師により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教師と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。

《参考》 部活動指導員の職務

部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することができる。

部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではない。

- 実技指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- 用具・施設の点検・管理
- 部活動の管理運営（会計管理等）
- 保護者等への連絡
- 年間・月間指導計画の作成



※部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

- 生徒指導に係る対応

※部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめ暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

- 事故が発生した場合の現場対応

※部活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

出典：学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

（平成 29 年 3 月 14 日 スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長）

(4) 保護者等との連携 【資料3】

周りからの励ましは生徒にとっても、顧問にとっても大きな支えとなります。その一つが保護者です。生徒たちの生活は学校だけではなく、家庭、地域とトータルにとらえる必要があります。保護者の理解と協力は不可欠です。

保護者にあっては、自分の子どもだけにとられるのではなく、他の部員を含む部そのものへの思いやりが必要であり、そのためにも、学校の教育目標や部活動の方針を十分説明し、理解を求めることが必要です。



保護者等との連携の効果

- 顧問、保護者という立場から、お互いが共通して話し合う場を大切にすることは、相互の信頼関係を深めていくことにつながる。
- 定期的な部活動参観や部活動通信（ニュース）の発行を企画し、お互いの情報交換の機会を取り入れることで、保護者同士や学校と家庭の連携に支えられた運動部の運営ができる。



7 運動部活動における安全管理と事故防止

運動部活動は、学校において計画する教育活動であり、生徒の安全が確保されることが大前提です。そのため、実施については、顧問だけでなく複数の指導者による指導・監督体制を整えるなど、学校として安全管理を徹底する必要があります。

また、以下に示すように、日ごろから指導者と生徒の事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動が適切にとれるようにしておくことが重要です。

(1) 健康状態の把握

- 生徒に、日ごろから自分の健康管理について関心や意識を持たせ、適切な休養や栄養の補給に留意させる。
- 活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。
- 健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。



(2) 個人の能力に応じた指導

- 学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- 新しい内容（技）や難易度の高い技術の練習は、必ず顧問の指導の下で実施するとともに、個人や集団の能力に応じた練習方法で行わせる。

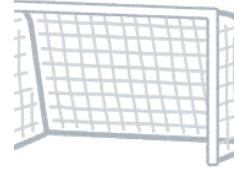
(3) 運動の特性を踏まえた合理的な指導

- 運動の特性を踏まえた準備運動及び基礎的・基本的な技能を大切にした練習（柔道の受け身やバスケットボールのフットワーク等）を行うことで事故を未然に防ぐ。
- 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を、生徒に理解させる。
- 安全上特に配慮が必要な競技種目及び練習内容については、段階的な指導をより徹底するとともに、必ず顧問の指導の下で実施する。



(4) 施設・設備・用具の安全点検と安全指導

- 定期点検日を設けるなど、学校全体で安全意識を高めるとともに、使用前には必ず、練習場所、使用器具の整備・点検を実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- 施設・設備・用具は、使用方法に従って正しく使用するとともに、内在する危険性を生徒に理解させ、事故が起きないように常に注意する。特に、サッカーゴール等の固定については、確実な方法で行うことが大切である。
- 投てき物、ボール、矢などを使用する場合は、十分に周囲の安全を確認するとともに、安全な活動を確保するため、競技のルールや練習する上でのきまり等が確実に励行されるよう指導を徹底する。



(5) 天候や気象を考慮した指導

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討する。活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。
- 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。



(6) 事故対応

- 「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 文部科学省）に基づき、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応が行われるようにするための、事故対応に関する共通理解と体制整備の促進を図る。
- 生徒にも保健体育科等の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導する。



《参考》 熱中症予防等関連 Web サイト

- 環境省 熱中症予防情報サイト 熱中症関連情報
<http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness.php>
- 独立行政法人 日本スポーツ振興センター
 熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 -」
https://www.jpnssport.go.jp/anzen/anzen_school/taisaku/nettyuusyo/tabid/114/Default.aspx
- 公益財団法人 日本スポーツ協会 スポーツ医・科学研究 熱中症を防ごう
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給が必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい
- 2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

「熱中症予防運動指針」(公益財団法人 日本スポーツ協会)

- 気象庁 レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)
<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html>
- 広島県防災Web
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/index.html>

《参考》 平成 28・29 年度に、全国の中学校及び高等学校・高等専門学校の課外活動（体育的部活動）時に発生した事例に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターが「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」を支給した件数。

校 種	中学校						高等学校・高等専門学校					
	平成28年度			平成29年度			平成28年度			平成29年度		
給付の種類	死 亡 見舞金	障 害 見舞金	供花料	死 亡 見舞金	障 害 見舞金	供花料	死 亡 見舞金	障 害 見舞金	供花料	死 亡 見舞金	障 害 見舞金	供花料
水 泳					2						1	
鉄棒運動											2	
マット運動											1	
体操（その他）											1	
短距離走								1			1	
持久走・長距離走					1			3			1	
陸上競技（その他）	1				2			3		1	3	
サッカー・フットサル		8		1	6		2	11		1	12	
テニス（含ソフトテニス）		2		1	6			2			4	
ソフトボール		2			1			3			1	
野球（含軟式）		12		2	14			45	1	2	42	
ハンドボール	1				1	1	1	2		1	2	
バレーボール	1	4			8			6			3	
バスケットボール		6		1	2		1	9	1		6	
ラグビー		1			1		1	4			6	
卓 球		1			3			1				
バドミントン					1		1	8			2	
球技（その他）										2	1	
柔 道		4			2		1	4			3	
剣 道					2			2			1	1
空 手								2				
弓 道								1				
登 山										7		
ボクシング								2				
レスリング								1			1	
自転車競技								1				
馬術							1					
その他		1						1			2	
合 計	3	41	0	5	52	1	8	112	2	14	96	1

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害[平成 29 年版]」

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害[平成 30 年版]」

障害見舞金： 学校の管理下の事由による負傷及び疾病（熱中症、溺水、負傷による疾病等）が治った場合において存する障害のうち、1 級から 14 級までに該当するものに対して支給される。

死亡見舞金： 学校の管理下の事由による死亡及び前記疾病に直接起因する死亡並びに突然死（学校の管理下において、運動などの行為と関連なしに発生したもの及び学校の管理下において、運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したものをいう。）に対して支給される。

供花料： 学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して支給される。

事例（運動部活動中の事故）



事例	種目	学年性別	状況	死亡障害種
1	サッカー・フットサル	高1男子	部活の遠征時、試合に出ていなかった本生徒はゴール裏の空きスペースでボールを蹴っていた際、ボールが防球ネットを越えて、すぐ横を流れる農業用水路の中に入ってしまった。間もなく試合を観戦していた保護者が「生徒が溺れていますよ」と声をかけた。監督はすぐに駆けつけたが、その時にはすでに姿が見えなかった。監督と生徒で探し回り、救急隊到着後も下流方面を中心に捜索したが発見されず、夜になって用水路のトンネル部分の川底近くで発見された。	溺死
2	野球（含軟式）	高1男子	本生徒はバント練習をしていた。ボールを見ながらバットを構えていたところ、ボールが顔面の方に飛んできたため、とっさによけようとしたがタイミングが遅れ、ボールが口の部分を直撃してしまった。上下の唇が裂けて、前歯が2本抜け落ち、左下2番の歯も欠けてしまった。	歯牙障害
3	バスケットボール	中1男子	バスケットボール部の練習中、ターンダッシュの際に前のめりに倒れた。顧問は、意識と呼吸がないことを確認し、胸骨圧迫を行った。他の教諭が救急車を要請、病院に搬送され、救命処置を受けたが、同日死亡した。	心臓系突然死
4	レスリング	高2男子	レスリングの練習で、相手と同時にタックルをした際に、相手の右肩が自分の左眼にぶつかり、左眼周辺を強く打った。	視力・眼球運動障害
5	剣道	高1男子	合宿中に、剣道場でかかり稽古をしていた本生徒は練習が終了し、正座のまま防具を外した後に横に倒れた。反応が鈍く、すぐに防具を外し稽古着を緩めて、氷で脇下と首の後ろを冷やし頬を叩きながら呼びかけ続けた。冷房のある部屋に運び、同様の処置を続けたが、意識がはっきりしないので、救急車を要請し、病院に運ばれたが同日死亡した。	熱中症
6	バレーボール	中1女子	バレーボール部の練習で、コートでの準備をしていた。ネットの支柱のそばに立ち、ネットを張る作業をしていたとき、他の部員がネットのワイヤーを強く引っ張って張ろうとしたときにワイヤーが切れ、その弾みでしなっていた支柱が跳ね返り、本生徒の顔面に強く当たり、額、鼻、歯を負傷した。また、そのとき衝撃で転倒し、頭部と右肘を床面に強く打ち付けた。	外貌・露出部分の醜状障害
7	体操	高1女子	体操競技の部活動中、平均台の降り技で回転してマットレスに着地したときに、バランスを崩して転倒し、右腕が身体の下敷きとなり負傷した。	手指切断・機能障害

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全 Web 「学校事件事例検索データベース」

《参考》

○ 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 学校安全 Web <https://www.jpnssport.go.jp/anzen/>

《参考》 損害賠償責任

- 部活動中の事故により生徒等が負傷し、又は死亡した場合、国家賠償法に基づき、被害にあった生徒及びその両親等から損害賠償の請求がなされる場合がある。
- 体罰の項目でも述べたように、国家賠償法には、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、県又は市町が賠償責任を負う旨規定されており、事故の場合は、故意ということとは一般に考えられないため、過失の有無が問題となる。「過失」とは、通常尽くさなければならぬ注意を怠った場合を指す。事故の可能性が予見できたのに、執るべき安全確保の措置を欠いたため、事故が発生したときは、過失があったと認定され、県又は市町が損害賠償責任を負うこととなる。
- また、事故の場合も、損害賠償責任とは別に、教員が刑事責任(業務上過失致死傷罪等)を問われる場合がある。



判例 1

野球部のハーフバッティング練習で投手が打球の直撃を受けて重症を負った事案

(宇都宮地裁平成4年12月16日判決)

事件のあらまし

県立高等学校野球部のハーフバッティングの練習で、打者が打ち返した打球はライナーとなって投手の右側頭部を直撃し、頭蓋骨骨折等の傷害を与えた事故について、監督教諭に過失があったとして、県に1億1,645万円余の支払が命じられた。(なお、県は控訴したが、原判決が相当として、控訴は棄却された。)



判決のポイント

- ハーフバッティング練習では、投手とホームベースとの距離が正規の約3分の2となり、投手に向かってライナー性の打球が飛来した場合に、投手が瞬間に回避措置を執ったとしても確実に打球を避け得るに足りる距離とは認められず、2方向に防球ネットが設置されていたことを考慮しても、安全性を備えた練習方法とは言い難い。
- 事故当時の練習方法はスポーツが常に内包する危険性を超えていたものといわざるを得ない。
- 監督教諭としては、危険性を有した距離を指示して練習を行わせたか、少なくとも、危険な練習に立ち会いながら何らかの確な指示を出さずに練習を続行させたものであって、指導上の過失があったといわざるを得ない。
- なお、他の高等学校において同様の練習方法が行われていたことは、監督教諭の過失を認定するに何ら妨げとなるものではない。

判例 2

体操部の練習中に生徒が前方抱え込み 2 回宙返りに失敗し負傷した事案

(東京高裁平成 7 年 2 月 28 日判決)

事件のあらまし

県立高等学校の体育館で、ミニトランポリンを用いて前方抱え込み 2 回宙返りの練習をしていた体操部の生徒が、失敗して頭部をエバーマットに激突させ、頸椎脱臼骨折等の傷害を負った事故について、顧問教諭に過失があったとして、6,950 万円余の支払が命じられた。



判決のポイント

- 実技訓練を行うクラブ活動においては、その試みる技の種目が高度なものになればなるほど、危険性は高くなる。その危険性を防止するためには、指導担当教諭は、絶えずクラブ活動全体を把握して生徒の技の習得状況、熟練度に応じた技の練習をさせることにより、できるだけ危険を防止すべく綿密な実施計画を立て、これを生徒の状況に応じて実施するよう徹底させることが必要である。
- 顧問教諭は、日常の練習にほとんど立ち会ったことはなく、危険防止のための具体的な指導を行うこともせず、部員の自主的判断に任せていた。また、本件事故の発生日顧問教諭は、生徒には失敗する可能性が極めて強い上、失敗すれば重大な事故が生ずる可能性が予見されるような危険性の高い技の練習を試みるのを察知することができず、生徒の試技に忠告を発することも実際に止めることもできなかった。
- 顧問教諭には、体操競技に伴う危険防止、安全措置を講ずべき義務を怠った過失があるといわなければならない。

判例 3

ラグビー部夏合宿での練習中に生徒が熱中症により死亡した事案

(静岡地裁沼津支部平成 7 年 4 月 19 日判決)

事件のあらまし

私立高等学校ラグビー部の夏合宿練習において、監督教諭が、練習試合後にほとんど休憩もなくアフター練習を実施し、その間約 2 時間 40 分にわたって全く水分補給をせず、練習中に苦しそうで息が上がっていた生徒に対し、更にランニングパスの練習を命じ、その練習中に生徒の意識が朦朧となり、多臓器不全で死亡した事故について、監督教諭に過失があったとして、学校及び監督教諭に 5,223 万円余の支払が命じられた。



判決のポイント

- 事故当日の気象要因、練習試合までの運動に加え、アフター練習としての激しい運動の内容とその量や、ほとんど休憩も取らず練習が課せられたなどの運動要因、生徒の従前の練習量の不足と他の部員に劣る体力や、練習中全く水分補給がなされていないなどの個体要因、練習中苦しそうで息が上がっていたことなどを総合考慮すれば、熱中症の発症を予見し得たものというべきであるから、直ちに練習を中止し、生徒の全身状態を十分観察した上、休ませて水分を補給させる等の措置を執るべき注意義務があったというべきである。
- また、熱中症の発症を念頭に置かないまでも、そのような状態にあった生徒に対しては、少なくとも、その健康状態を気遣い、同様の措置を執るべき注意義務があったといわざるを得ない。

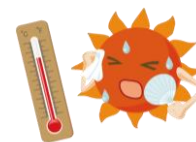
判例 4

真夏の炎天下での練習中に生徒が熱中症により死亡した事案【刑事事件】

(横浜地裁川崎支部平成 14 年 9 月 30 日判決)

事件のあらまし

市立中学校野球部の顧問教諭が、真夏の炎天下で、2 時間以上にわたるノック練習の終了後、約 5 分間の給水休憩を取らせただけで、持久走を実施させ、その途中で生徒が熱中症の症状が出始めていたことに気付かず、意識を失い転倒した時点で初めて熱中症に罹患したことを知り、処置の遅れにより生徒を死亡させた事故について、業務上過失致死傷罪が成立するとされた。



判決のポイント

- 真夏の炎天下で部の活動を行うに当たり熱中症の発生を予防するとともに、部員に熱中症が生じた場合には迅速かつ適切な措置を執れるような態勢で指揮監督し、部員の健康保持に留意すべき注意義務があるのにこれを怠った結果、部員のうち 1 名をして熱中症に罹患させた上、その症状が現れた時点でこれに気付かず、その対処が遅れたため、同部員を熱中症に起因する多臓器不全による出血性ショックで死亡させた業務上過失致死の事案である。
- 体力的に十分な成長を遂げているとはいえない中学生の部活動の指導を託された者として、その注意義務の懈怠は、厳しく非難されても仕方がない。

判例 5

サッカーの試合中の落雷により生徒が負傷した事案

(最高裁平成 18 年 3 月 13 日第二小法廷判決)

事件のあらまし

私立高等学校の課外活動としてのサッカーの試合中に落雷により生徒が障害（視力障害、両下肢機能の全廃、両上肢機能の著しい障害等）を負った事故について、サッカー部の引率兼監督の教諭に落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務があったとして、その義務違反が肯定された。（破棄差戻しされ、差戻し控訴審で学校法人らに逸失利益等 3 億円余の支払が命じられた。）



判決のポイント

- 教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指揮監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである。
- 試合開始の直前ころには、南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていた。そうすると、雷鳴が大きな音ではなかったとしても、引率兼監督教諭としては、落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、また、予見すべき注意義務を怠ったというべきものである。

資料 1

目標設定計画表、部活動通信の例

バスケットボール部男子 目標と目標達成のための計画

チーム目標		個人目標	
問題分析(目標と現実のギャップ) (目標達成のために何が必要か)	その問題を解決するためにすること(具体的に)	問題分析(目標と現実のギャップ) (目標達成のために何が必要か)	その問題を解決するためにすること(具体的に)
①		①	
②		②	
③		③	
④			
⑤			
⑥		⑥	
⑦		⑦	
中間的な目標	中間的な目標を達成するためにすること(具体的に)	中間的な目標	中間的な目標を達成するためにすること(具体的に)
選抜県大会(9月~10月)の目標		選抜県大会(9月~10月)の目標	
新人戦県大会(1月初旬)の目標		新人戦県大会(1月初旬)の目標	
中国地区予選(3月末)の目標		中国地区予選(3月末)の目標	
中国県大会(4月初旬)の目標		中国県大会(4月初旬)の目標	
総体地区予選(4月末)の目標		総体地区予選(4月末)の目標	
県総体(6月初旬)の目標		県総体(6月初旬)の目標	

県内高等学校の目標設定計画表の例

目標設定にかかわる顧問からのメッセージ(部活動通信から)



DOLPHINS PRESS

-No.42-

広島県立 高等学校バスケットボール部 発行者:
In C. Fax C
E-Mail @hirosima-c.ed.jp

目標達成

我々はバスケットボールにおいても受験勉強においても、さらには人生にまで話を広げても目標を立てる。自分が「こうありたい」と描いたような人生を送ることを「自己実現」という。バスケットボールで県大会ベスト〇になりたいとか、〇〇大学に入学したいとか、またはこんな大人になりたい。こんな生き方がしたい。こんな仕事で社会に自分の足跡を残したいなどと考え目標とする。以下の文は3年生用の進路だより4月号に載せた内容である。ぜひ君たちの目標設定と実行の参考にしてください。

1. 目標を設定する

目標を設定する前に考え方がマイナス思考では成功するものも成功しない。「失敗したらどうしよう」「自分にはどうせ無理なんじゃないだろうか」と言う思考方法で成功を取る人はいない。「もしも出来たらすごいじゃないか」「あんな風になれたらすばらしいことじゃないか」と考えると力も湧いて出てくるものだ。

次に目標の設定だが、明らかに現実とかけ離れている様な目標ではいけない。頑張れば叶う目標を設定すること。そして最も大切なことは、その目標を「本気で」実現させようと決意することである。漫画「スラムダンク」ではそれを「**断固たる決意**」と言っている。本気でないことは決して口

に出したりしてはいけない。自分をごまかす習慣が付くだけだ。

2. 目標達成のための手順・方法・内容を具体的に計画化する

目標と現実のギャップを「問題」という。冷静に問題を分析し、自分の強み、弱みを理解し、何が必要かを考える。勿論先生に相談することもいいだろう。また、自分の一番尊敬する人を想像して、「あの人なら何と言うだろう」と考えてみるのもいい。

問題を解決するために「大きな目標」の前にいくつもの「中間目標」を置くことが必要だ。長期の目標は実現に近づいている

かそうでないかはつきりするまでに時間を要する。その不安が、最終目標を見失う結果を招くこともある。少しずつ目標に近づいていることを実感しながらすすむことが大切で、小さな目標の達成が、小さな自信となり、積み重ねることにより大きな自信へとつながる。

計画は最終目標から逆算するとよい。何月何日までに何を終える。そのためには今週中にはどこまで出来なければならない。あいまいな計画は逃げ道を作ってしまう。あいまいな計画しか作れない人は、最初から逃げ道を用意しているだけだ。そう言う人は決意が足りないのだ。計画は「**具体的に**なければならない」

3. 計画の実践

計画を立てたら実行あるのみ。ただし現実と理想を埋める作業が「実行」なのだからしんどくないはずがない。習慣を変えることは並大抵の決意では出来ない。大変だからこそこれを「**努力**」と言うんだ。努力は目標の成否にかかわらず君に必ず何かを残すはずだ。

勿論最初の計画通り全てがうまく運ぶわ

けではない。自分で立てた計画だから小さくならずともまた経験になる。つまり、次にはもっといい計画が立てられるようになる。大きくずれた計画は修正も必要だ。「計画→実行→修正」の繰り返しが必要である。

くじけそうときには、目標を達成したときの自分を思い浮かべよう。まぶしいほどの自分が見えてくる。力が湧かないはずがない。

4. 自己評価

うまくいったことは、何が良かったのか確認しよう。うまく行かなかったこともなぜなのか確認しよう。成功しようが失敗しようが「**努力**」したことが君を大きく成長させてははずだ。「**努力**」を財産にまたさらに大きな夢への挑戦が始まる。

灰色に見える受験勉強もまんざら捨てたもんでもなさそう。来年最後の入試、国公立後期試験が終わるその日、君たち高3年生(正確にはそのときはもう卒業生)の顔はきっといい顔してるに違いない。(〃)v (以上進路だより4月号より)

12月の予定

- 12月19日(日) 地区新人戦 1. 2回戦(グリーンアリーナ小)
- 22日(水) 終業式
- 26日(日)~28日(火) 大阪強化リーグ参加
- 30日(木) 練習納め



資料2 練習日誌の例 ①

バスケットボール部
部員日誌

目標
短期目標

目標
短期目標

月/日	曜	練習内容	一日の気付き・発見・反省	1日の学習時間(分)
/	月			
/	火			
/	水			
/	木			
/	金			
/	土			
/	日			

毎日を振り返る練習日誌の例



バスケットボール部
部員日誌

目標
短期目標

目標
短期目標

月/日	/	/	/	/	/	/	/
曜	月	火	水	木	金	土	日
1日の学習時間(分)							

1週間の気付き・発見・反省

主な練習内容

一週間を振り返る練習日誌の例

1週間の点検	心	技	体(筋力・持久力・健康)
良かった点			
どうして良かったのか 原因分析			
悪かった点			
どうして悪かったのか 原因分析			
来週は何をどのように に取り組むのか			



1週間の気付き・発見・反省	体調 _____ 体重 _____ kg 故障箇所
---------------	----------------------------------

練習日誌の例 ②

県内中学校の練習日誌の例



1月 12日 (火)	曇	記入者 名前
開始時間 5時 00分	遅刻	出した 出さず
終了時間 6時 30分	早退	ケガ・体調不良など
練習内容 巻き藁 0	的的 前 0	立ち 射人
自分の矢数 18本	自分の的中率 八〇% 五〇% 三〇% 一〇% 〇%	
自己評価	・良かった ・普通 (悪い) ・最悪	
とその理由	左手がゆるむ・ふる	
学んだ事	右手を引く時に、打ち起しから引分けに入る時から、トリかけの形をくずさない。	
コメント	今日はとても寒い日でした。 今日は中3生もたくさん来てくけようかしかったです。 女子が3世代にわたってそろっているところを久しぶりに見たので、こけからもうけんなどがんばっていきなさいと思います。	
伝達事項		

部活の友は一生の友です。

高村あや 集団をくろう。

12月26日(土) 天候 ☁ 起床 6:00 起床時脈拍	
食事時間	摂取量(食べた物)
朝食 7:10	ごはん、魚卵、サラダ、牛乳、りんご
昼食 12:50	弁当
夕食 7:00	とんかつ、お味噌汁、ごはん、サラダ
中間食	
練習時間	早朝 6:10 ~ 6:50 走行 4.2 km 午前 9:30 ~ 12:30 練習場所 午前 4田 午後 3:00 ~ 5:30 離 合計24.7 km
発汗量	多・中・少 練習度合 5 ④ 3 2 1
練習後の飲料水	多・中・少 練習調子 5 4 ③ 2 1
内容・記録	反省・アドバイス等
朝寝 20分ジョギング 流し2本	今日は、合宿2日目! 朝は20分ジョギング。またかかと前内痛
午前中 アップ 流し5本 10000M (4x20) ダウン2本	いいペースで、走り走れた。 午前中は距離走ふんだ。とても疲れた。6000Mぐらいから、足に痛みがきていたおかげで、流しはやめておいた。
午後 アップ 流し3本 200M x 20本 (100M・200Mジョギング) ダウン10分	午後はスピードだった。本数に負けずに走れた。5本ずつ先頭を走らせた。だんだんスピードが落ちた。4x20本走れた。
① 207 ② 213 4:21	明日で合宿が終わる。し、かり
③ 210 ④ 211 8:43 4:22	おいこんで終わろう!
⑤ 210 ⑥ 210 13:04 4:20	① 411 ② 450 ③ 435 ④ 441 ⑤ 420
⑦ 209 ⑧ 209 17:24 4:20	⑥ 423 ⑦ 443 ⑧ 429 ⑨ 437 ⑩ 440
⑨ 209 ⑩ 209 21:43 4:19	⑪ 427 ⑫ 420 ⑬ 417 ⑭ 415 ⑮ 420
⑪ 210 ⑫ 209 30:22 4:19	⑯ 390 ⑰ 389 ⑱ 390 ⑳ 387 ㉑ 370
⑬ 208 ⑭ 210 38:59 4:18	
⑮ 209 ⑯ 209 43:19 4:20	
⑰ 209 ⑱ 209 45:19 4:20	

中間食		体 重	kg
練習時間	早朝 6:10 ~ 6:50 走行 4.1 km 午前 9:30 ~ 11:30 練習場所 午前 4田 午後 ~ 離 合計8.4 km	早朝 7:10	午前 9:40
発汗量	多・中・少 練習度合 5 ④ 3 2 1	練習調子	5 4 ③ 2 1
練習後の飲料水	多・中・少 練習調子 5 4 ③ 2 1	内容・記録	反省・アドバイス等
朝寝 20分ジョギング 流し1本	今日で合宿最終日!		
午前中 アップ 流し5本 100M x 8本 (エンドレスリレー) ダウン	朝は20分ジョギングをした。いいペースで走れた。 午前中は短長合同でエンドレスリレーをした。折り返して走るのがとても大変だった。とても楽しく走れた。		
① 411 ② 450 ③ 435 ④ 441 ⑤ 420	合宿が終わった。とても疲れた。また明日から頑張ろう!		
⑥ 423 ⑦ 443 ⑧ 429 ⑨ 437 ⑩ 440			
⑪ 427 ⑫ 420 ⑬ 417 ⑭ 415 ⑮ 420			
⑯ 390 ⑰ 389 ⑱ 390 ⑳ 387 ㉑ 370			
勉強時間	120		

県内高等学校の練習日誌の例

運動部活動の方針

平成 30 年 7 月

広島県教育委員会

【 目 次 】

本方針策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 1
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	… 3
(1) 休養日及び活動時間の基準	
(2) 休養日及び活動時間の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 5
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 7
(1) 参加する大会数の上限	
(2) 参加する大会等の精査	

本方針策定の趣旨等

本方針は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程，中等教育学校前期課程，特別支援学校中学部を含む。以下同じ）段階及び高等学校（中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部を含む。以下同じ）段階の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち，運動部活動が以下の点を重視して，地域，学校，競技種目等に
応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む，「日本型学校教育」の意義を踏まえ，生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに，バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的，自発的な参加により行われ，学校教育の一環として教育課程との関連を図り，合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は，本方針に則り，毎年度，「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は，年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所，休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。

イ 校長は，上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 県教育委員会は，上記イに関し，各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう，簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 県教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材を活用することに努める。
- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部人材の活用状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 県教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 県教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究※1も踏まえ、以下を基準とする。

ア 休養日

中学校

■ 学期中

週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

■ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

高等学校

■ 学期中

週当たり2日以上の休養日を設ける。

なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とするが、高等学校段階の運動部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。

■ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 活動時間

中学校

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

高等学校

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、高等学校段階の運動部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、年間の活動時間が週平均16時間未満で活動することができる。

(2) 休養日及び活動時間の設定

校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3(1)の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること※2、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である※3中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う

活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 県教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 県教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 県教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ 県教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

※2 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

※3 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 参加する大会数の上限

県教育委員会は、週末等が開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。また、各学校の運動部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

(2) 参加する大会等の精査

校長は、上記の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。

運動部活動の方針 F A Q

問 1 運動部の適切な設置数は、どのように考えれば良いのですか。

(答) 運動部の設置数は、生徒がスポーツに親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資することのできる適正な設置数を、部員数、教師数、活動場所など、各学校の実態に応じて設置するものと考えています。

《参考》

広島県公立学校における学校規模による設置運動部数の状況（高等学校段階）

学校規模（クラス数）	平均運動部数
18 クラス以上	19.7
12～17	16.0
～11	8.0

(H30 広島県高体連調べ)

問 2 生徒の多様なニーズに応じた部活動としては、例えばどのようなものがありますか。

(答) 具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけとなるものが考えられます。また、競技種目ごとの運動部においても、競技力向上志向の生徒と当該競技種目を楽しみたい生徒が併存して活動するものも考えられます。

《参考》

- 熊本県南関町南関中学校「柔道部」
冬季は球技や陸上競技を行い、季節によって複数の種目を取り組める部活動
- 東京都世田谷区東深沢中学校「体力向上部」
競技力向上は求めず楽しみながら体力アップが目標の部活動
- 中央教育審議会「総合運動部」
生徒が多様なスポーツに親しむため、複数の種目に取り組むことができる部活動

問 3 方針で、休養日の基準を週 2 日以上、活動時間の基準を平日は 2 時間程度、学校の休養日は 3 時間程度とすることが示されているのはなぜですか。

(答) 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会)では、「行き過ぎたスポーツ活動を行うことはスポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」と示されています。本方針ではこうしたスポーツ医・科学の研究を踏まえて、活

動時間等に関する基準を示しています。スポーツ医・科学に基づく適切な運動部活動の実施により、成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送るとともに、自らのニーズに合ったスポーツ活動を行うことを期待しています。

問4 自主練習の時間は、活動時間に含まれますか。

(答) 生徒が個人で自主的に行っている練習を一律に妨げるものではありませんが、所属する部員の大半がまとまって練習を行っているような場合は、部活動の一形態とみなし活動時間に含まれます。

問5 高等学校段階における休養日等の基準が中学校段階と比べ弾力的になっているのはなぜですか。

(答) 国が示したガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程，中等教育学校前期課程，特別支援学校中学部を含む）段階の運動部活動を主な対象としており，高等学校（中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部を含む）段階での運動部活動については，中学校教育の基礎の上に行われている点に留意することと示されているためです。

問6 高等学校段階の休養日等を、年間の総量で設定すると、活動が時期により偏るのではないですか。

(答) 休養日等の設定は，各学校において毎月の活動実績を確認し，方針の趣旨を踏まえ，休養日が取れていなかったり，活動時間が長く，生徒や教師の負担が大きくなっている場合は，年間のバランスがとれた適切な活動となるよう，休養日や活動時間が年間を通じて，おおむね均等になるよう努めてください。

問7 休養日等の基準を設けることによって、競技力の低下や、生徒の体力の低下、活動したい生徒の希望を抑えることにならないのですか。

(答) スポーツ医・科学の見地からは，トレーニングの効果を得るためには，適切な休養が必要であり，過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め，体力・運動能力の向上につながらないものです。運動部の顧問等（教師，部活動指導員，外部指導者）は，こうしたことを正しく理解した上で，生徒とコミュニケーションを十分に図り，技能や記録の向上等，生徒の目標達成に向けて，短時間で効果が得られ，生徒のニーズにあった活動を行うことが大切です。

また，今後，中央競技団体が策定する運動部活動の指導手引を活用するなど，科学的なトレーニングを導入した活動を進め，効果的・効率的に活動することも大切です。

問8 部内で、種目別の練習等、恒常的に活動時間や活動場所が異なるグループがある場合は、活動時間や休養日の扱いはどうなるのですか。

(答) 部内でグループに分かれて練習する場合は，グループごとに休養日や活動時間を設定することができますが，それぞれのグループの休養日や活動時間は，基準の範囲内とします。

ただし、このような場合、運動部顧問の負担が増えることが想定されるため、「学校における働き方改革取組方針」（広島県教育委員会平成30年7月）の趣旨に則り、運動部顧問が長時間勤務とならないよう、複数の顧問や外部指導者を配置するなど、適切な指導体制としてください。

問9 大会（公式試合）では、1日の活動時間が長くなることもあります。扱いはどうなるのですか。

（答）公式試合への参加は、活動時間には含めないものとします。

問10 地域のスポーツクラブなど、学校以外で活動した場合は、活動時間に含まれますか。

（答）方針が定めているのは、学校教育の一環として行う、学校の運動部活動についての活動時間等の基準であり、地域のスポーツクラブや競技団体によるスポーツ活動等は含みません。

問11 「学校の運動部活動に係る活動方針」はいつまでに策定し、公表しなければならないのですか。

（答）年度毎に策定し、年度当初にホームページ等で公表することとなりますが、平成30年度についてもできるだけ早期に策定し、公表してください。

問12 年間の活動計画及び毎月の活動計画等はいつまでに公表しなければならないのですか。

（答）問11と同じ考え方で実施してください。

「学校の運動部活動に係る活動方針」(例)

1 基本方針

《内容》

各学校の運動部活動が目指す資質・能力の育成について示す。

- 《例》
- ・スポーツに親しませ、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養を目指す。
 - ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。 等

2 適切な運用のための体制

《内容》

方針に則り、適切に運動部活動が行われるための校内組織体制等について示す。

- 《内容例》
- ・運動部顧問による年間計画及び月間活動計画、月間活動実績の作成、提出
 - ・活動計画等の公開 等

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

《内容》

生徒の健康管理や事故防止及び体罰・ハラスメントの防止が示された「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年文部科学省)等を参考に示す。

- 《内容例》
- ・生徒の健康管理について
 - ・事故防止について
 - ・体罰やハラスメントの根絶について 等

4 適切な休養日等の設定

《内容》

スポーツ庁、県教育委員会が示した休養日及び活動時間の基準に則り、休養日及び活動時間の基準を示す。

5 学校単位で参加する大会等

《内容》

「運動部活動の方針」(平成30年県教育委員会)で示した「学校単位で参加する大会等の見直し」を参考に示す。

- 《例》
- ・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が、主催、共催、後援する大会
 - ・その他の大会等については、方針の趣旨に則り、出場する大会を精査する。 等

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年3月



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

目 次

前 文	… 1
本ガイドライン策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 8
終わりに	… 8
○ 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）	…10
○ 参 考	
・ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）	…22
・ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）	…22
・ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト	…23
・ 部活動指導員に対する研修内容（例）	…24

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養^{かん}に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。
なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。
- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

- ア 中央競技団体⁴は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。
- イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。
- ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 スポーツ競技の国内統括団体

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更予定（2018年4月1日）。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 公益財団法人日本中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

また、都道府県中学校体育連盟が主催する大会においても、同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

○ 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

○ このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

○ また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

運動部活動での指導のガイドライン

平成25年5月 文部科学省

1. 本ガイドラインの趣旨について …11
2. 生徒にとってのスポーツの意義 …11
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について …11
4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項 …13

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう …13
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう …13
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう …14

実際の活動での効果的な指導に向けて

- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう …15
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう …17
- 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例 …18
- 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例 …19
- 有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例 …19
- 体罰等の許されない指導と考えられるものの例 …20

指導力の向上に向けて

- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう …21
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう …21

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなで作る運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

① 運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

② 運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③ 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等があります。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望ま

れます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望まれます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。
校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の中で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。
- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である場合も考えられます。
また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。
これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要なときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。
- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようになること、生涯にわたっ

てスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのため言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。
また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。
生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。
指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の^{かん}涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能を

もっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。

- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた

児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画ののっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者 of 生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されるところと考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。

地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。

- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。

学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。

< 参 考 >

○ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）

第1章 総 則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 (略)

○ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中において、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。(後略)

○ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト

(文部科学省)

- ▶ 学校における体育活動中の事故防止について(報告書) 平成24年7月
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- ▶ 学校の管理下における事故の事例や統計情報等
 - ・学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点
 - ・学校の管理下の災害—基本統計—<http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>
- ▶ 学校における突然死予防必携
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx
- ▶ 熱中症を予防しよう —知って防ごう熱中症—
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx

○ 部活動指導員に対する研修内容（例）

学校の設置者等及び学校において実施する部活動指導員を対象とした研修の内容について、それぞれ以下に例を示す。

【学校の設置者等において実施する研修】

- ✓ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ✓ 学校教育及び学習指導要領
- ✓ 部活動の意義及び位置付け
- ✓ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ✓ 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応
- ✓ 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ✓ 保護者等への対応
- ✓ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校において実施する研修】

- ✓ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ✓ 学校、各部が抱える課題
- ✓ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

資料6

平成31年3月28日

各 県 立 学 校 長 様

豊 かな 心 育 成 課 長

学校における体育活動等による事故の防止について（通知）

新入生を迎え、対外試合など学校での体育・スポーツ活動が盛んになるこの時期は、それに伴い、けがや事故も増えることが予想されます。

けがや事故を防止するためには、安全に留意した活動計画はもちろん、幼児児童生徒の健康状況の把握や施設等の安全点検が大切です。

については、別紙の事項に注意の上、事故防止や緊急時の体制の整備に万全を期してください。

担当 学校体育係

電話 082 - 513 - 5032（ダイヤルイン）

（担当者 古井）

学校における体育活動等による事故の防止について

1 基本的な注意事項

- (1) 学校においては、日頃から教職員間及び保護者との連携を十分に図り、日常の健康観察を実施するとともに、健康診断の結果及び健康相談の内容に留意するなど、幼児児童生徒の健康状態の把握に努めること。
また、体調に不安のある幼児児童生徒については、進んで申し出るよう指導するとともに保護者との連携を密にし、必要に応じて医療機関で受診するよう指導すること。
- (2) 幼児児童生徒の体育活動等に支障のある既往症の有無については、教職員がその状況を十分把握しておくとともに、保護者や主治医・学校医と連携し、安心して学校生活を送れるよう配慮すること。なお、その際、幼児児童生徒の個人情報の取扱いには十分配慮すること。
- (3) 幼児児童生徒一人一人の健康状態及び体力や運動技能の実態を的確に把握し、その実態に応じた指導に努めること。
- (4) 季節や運動種目に応じた準備運動及び整理運動を十分に行うとともに、学習過程においては、幼児児童生徒がお互いの生命・身体を尊重する態度を養い、安全の確保に努めるように指導すること。
- (5) 施設、用具等の安全点検を定期的実施し、安全指導及び安全管理に努めること。
- (6) 熱中症事故を防止するため、環境条件（気温、湿度等）に応じた活動時間や内容の設定を行うとともに、適度な水分補給を確保すること。更には、熱中症が起きたときの応急措置を周知すること。

2 個別の注意事項

- (1) 体育的行事の実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力などの状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じるなどの措置を講じること。
- (2) 各運動の特性を踏まえ、学習過程で発生しやすい事故災害を想定し、事前にそれに対する指導を行うこと。
特に身体接触を伴う体育活動等を行う場合には、安全に十分留意して指導することとし、競技の特性や活動内容に応じてヘッドギア、マウスガードを着用させるなど有効な手段を講じること。
- (3) 投てき物、ボール、矢などを使用する場合は、十分に周囲の安全を確認するとともに、安全な活動を確保するため、競技のルールや練習する上でのきまり等が確実に励行されるよう指導を徹底すること。
- (4) 運動部活動等は、学校教育活動の重要な場であることから、校長は、児童生徒の自主的活動が健全に行われるよう、顧問等を監督し、その指導の万全を図ること。また、関係教員全員が連携を密にし、協力して適切な指導の徹底を図るとともに、「魅力ある運動部活動の在り方」の改定について（平成31年3月28日付け豊かな心育成課長通知）を参考に、勝敗にとらわれて行き過ぎた指導や体罰等が行われることがないようにすること。

- (5) 運動部活動等の実施に当たっては、適切な指導計画を立て、事前指導を十分行うとともに、活動の状況を把握すること。特に大会等に参加する場合は、指導計画に基づいた適切な引率計画を立てるとともに、引率計画を児童生徒及び保護者に周知すること。
- (6) 運動部活動等において、児童生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用・発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりすることができるようにすること。
- (7) 運動部活動中等は、顧問が児童生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則であるが、やむを得ず立ち会えない場合には、他の顧問等と連携、協力したり、あらかじめ顧問と児童生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動したりすること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要である。
- (8) 中学校の「武道」の授業については、全ての生徒に履修させることになるため、安全確保に留意すること。

特に「柔道」については、授業に限らず、運動部活動等においても、事故の防止、事故の際の対応を含めて、安全な指導の徹底を図ること。

- (9) 自然とのかかわりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導に当たっては、季節、天候、地形などの自然条件の影響を受けやすいことから、自然に対する知識や計画の立て方、事故防止について十分留意すること。

特に、スキー（アルペン）を実施する場合は、「学校におけるスキー場を活用したスキー（アルペン）の安全管理の状況調査の結果について（平成29年1月4日付けスポーツ振興課長通知）」を参考に事故防止に万全を期すよう指導を徹底すること。

3 学校事故対応について

- (1) 「学校事故対応に関する指針」の公表について（平成28年6月9日教育長通知）」を参考に、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、学校事故の未然防止とともに、学校事故発生時の適切な対応が行われるようにするため、教職員の事故対応に関する共通理解と体制を整備すること。
- (2) 計画的な教職員の研修を実施し、教職員のAEDの使用を含む心肺蘇生法等の応急手当に関する知識・技能の向上を図ること。また、児童生徒に対しても、発達段階を踏まえながら、実習を通して応急手当等ができるようにすること。
- (2) 万一、学校事故が発生した場合は、全教職員が危機管理マニュアルに基づき、幼児児童生徒等の安全確保及び応急手当等の学校事故発生直後の対応、それに続く態勢整備等の対応等を迅速に実施すること。

また、教職員が学校事故に対し、適切に対処できるようにするため、あらゆる機会を活用して、意図的に学校事故対応についての協議・情報共有を進めること。

(根拠通達・通知)

- 「中学校，高等学校における運動部の指導について」
(昭和 32 年 5 月 16 日付け文初中第 275 号 文部省初等中等教育局長通達)
- 「学校の体育行事等における事故防止について」
(昭和 41 年 2 月 8 日付け文休体第 83 号 文部省体育局長通達)
- 「中学校・高等学校における運動クラブの指導について」
(昭和 43 年 11 月 8 日付け文休体第 223 号 文部省体育局長通達)
- 「児童生徒の体育活動による事故の防止等について」
(昭和 45 年 6 月 26 日付け文休体第 169 号 文部省体育局長通達)
- 「中学校及び高等学校における運動部活動について」
(平成 10 年 1 月 20 日付け文休体第 297 号 文部省体育局長通知)
- 「児童生徒の運動競技について」
(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 文科ス第 160 号 文部科学事務次官通知)
- 「学校等の柔道における安全指導について」
(平成 22 年 7 月 14 日付け 22 ス企体第 7 号 文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長/生涯スポーツ課長依頼)
- 「学校の体育活動中の事故防止について」
(平成 23 年 8 月 12 日付け文部科学省スポーツ・青少年局体育参事官依頼)
- 「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について」
(平成 24 年 3 月 9 日付け 23 文科ス第 918 号 文部科学省スポーツ・青少年局長依頼)
- 「運動部活動での指導のガイドラインについて」
(平成 25 年 6 月 7 日付け 25 文科ス第 178 号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)
- 「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」
(平成 25 年 9 月 4 日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 事務連絡)
- 「熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について」
(平成 25 年 9 月 10 日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付事務連絡)
- 「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」
(平成 25 年 12 月 20 日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付事務連絡)
- 「女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について」
(平成 26 年 4 月 23 日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付事務連絡)
- 「幼稚園のプールで発生した幼児の死亡事故及び水泳等の事故防止について」
(平成 26 年 6 月 20 日付け 26 ス参体第 7 号 文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) /
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知)
- 「学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について」
(平成 26 年 7 月 7 日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付事務連絡)
- 「落雷事故の防止について」
(平成 26 年 8 月 6 日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付事務連絡)

- 「心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について」
(平成 26 年 8 月 13 日付け 26 学健第 22 号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼)
- 「学校における体育活動中の事故防止等について」
(平成 27 年 6 月 8 日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付事務連絡)
- 「連休登山の事故防止について」
(平成 28 年 2 月 24 日付け 27 ス庁第 389 号 スポーツ庁次長通知)
- 「組体操等による事故の防止について」
(平成 28 年 3 月 25 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)
- 「「学校事故対応に関する指針」の公表について (通知)」
(平成 28 年 6 月 9 日付け 広島県教育委員会教育長通知)
- 「冬山登山の事故防止について」
(平成 28 年 11 月 28 日付け 28 ス庁第 422 号 スポーツ庁次長通知)
- 「学校におけるスキー場を活用したスキー (アルペン) の安全管理の状況調査の結果について」
(平成 29 年 1 月 4 日付け広島県教育委員会事務局教育部スポーツ振興課長通知)
- 「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について」
(平成 29 年 1 月 13 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)
- 「冬山登山の事故防止に関する緊急通知について」
(平成 29 年 3 月 27 日付け 28 ス庁第 741 号 スポーツ庁次長通知)
- 「連休登山の事故防止について」
(平成 29 年 4 月 18 日付け 29 ス庁 74 号 スポーツ庁次長通知)
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」
(平成 29 年 5 月 29 日付け 29 施企第 2 号 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長/スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 通知)
- 「武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について」
(平成 29 年 6 月 20 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)
- 「学校における体育活動中 (含む運動部活動) の事故防止等について」
(平成 29 年 9 月 1 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)
- 「『平成 29 年 3 月 27 日那須雪崩事故検証委員会 報告書』について」
(平成 29 年 10 月 16 日付けスポーツ庁健康スポーツ課/政策課学校体育室事務連絡)
- 「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」
(平成 29 年 12 月 22 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」
(平成 30 年 3 月 19 日付け 29 ス庁第 649 号 スポーツ庁次長/文部科学省初等中等教育局長/文化庁次長依頼)
- 「学校における体育活動中 (含む運動部活動) の事故防止等について」
(平成 30 年 4 月 25 日付け スポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)

- 「水泳等の事故防止について」
(平成 30 年 4 月 27 日付け 30 ス庁第 89 号 スポーツ庁次長通知)
- 「熱中症事故の防止について」
(平成 30 年 5 月 15 日付け 30 初健食第 4 号 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長依頼)
- 「熱中症事故の防止について」
(平成 30 年 7 月 4 日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
- 「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」
(平成 30 年 7 月 10 日付け スポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)
- 「夏山登山の事故防止について」
(平成 30 年 7 月 13 日付け 30 ス庁第 240 号 スポーツ庁次長通知)
- 「「運動部活動の方針」の策定について」
(平成 30 年 7 月 13 日付け 広島県教育委員会事務局教育部豊かな心育成課長/義務教育指導課長/高校教育指導課長通知)
- 「熱中症事故の防止について」
(平成 30 年 7 月 18 日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
- 「運動部活動における熱中症事故の防止等について」
(平成 30 年 7 月 20 日付け 30 ス庁第 262 号 スポーツ庁次長依頼)
- 「落雷事故の防止について」
(平成 30 年 7 月 20 日付け 30 初健食第 15 号 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長依頼)
- 「熱中症事故の防止について」
(平成 30 年 7 月 23 日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
- 「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」
(平成 30 年 9 月 3 日付け スポーツ庁政策課学校体育室事務連絡)
- 「冬山登山の事故防止について」
(平成 30 年 12 月 11 日付け 30 ス庁第 519 号 スポーツ庁次長通知)
- 「「魅力ある運動部活動の在り方」の改定について」
(平成 31 年 3 月 28 日付け 広島県教育委員会事務局教育部豊かな心育成課長通知)